

特定非営利活動法人つーちゃんとボビーくん定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つーちゃんとボビーくんという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもをはじめとする市民に対し、音楽・芸術・エンターテインメントを通じて、楽しく学べる教育機会の提供、社会課題の理解促進を行い、子どもの健全育成・地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (4) まちづくりの推進を図る活動
 - (5) 災害救援活動
 - (6) 環境の保全を図る活動
 - (7) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (8) 情報化社会の発展を図る活動
 - (9) 地域安全活動
 - (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 保育園・幼稚園・小学校等での音楽コンサート、着ぐるみ公演の開催
- ② 防災、環境、食品ロス、里親支援など社会課題を扱う教育動画の制作・配信
- ③ キャラクターを用いた地域イベント・行政事業への協力
- ④ 子どもの教育に資する教材やコンテンツの開発
- ⑤ コンサート等イベントの開催

(2) その他の事業

① キャラクターグッズの販売

② 各種制作（音楽・動画・キャラデザイン）の受託

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者

の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

- 第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

- 第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条にお

- いて同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項
(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。
(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。
(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。
(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、国に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	梅田 哲
副理事長	津村 麻衣子
理事	中村 方則
監事	山見 孝司

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 0 円

正会員会費 0 円

(2) 賛助会員入会金 250 円

賛助会員会費 3,000 円 (1 年間分)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

現代の子どもたちを取り巻く環境は、家庭、教育現場、地域社会の変化により複雑化しています。防災意識、食品ロス、交通安全、福祉・里親制度など、社会課題に関する情報は増えている一方で、子どもがそれらを「楽しく理解できる形」で学べる機会は十分とは言えません。こうした状況の中、私は自身の作ったアニメのキャラクターを着ぐるみにし、保育園や幼稚園を訪問し歌やダンスを交え子どもたちが笑顔になりながら社会的テーマを学べる仕組みづくりに取り組んできました。

これらの活動は、子どもが主体的に楽しみながら学べる“新しい教育の形”として地域から高い評価をいただいています。しかし、個人事業主として活動する現状では、

- ・ 要望に応じた回数で訪問できない
- ・ 大規模なコンサートや動画制作の資金確保が難しい
- ・ 行政との連携が拡大しにくい

といった制約があり、より多くの子どもたちに継続的に活動を届けることが困難な状況です。そこで今回、活動の社会性を明確にし、安定した基盤のもとで継続的に事業を展開するため、特定非営利活動法人つーちゃんとボビーくんを設立します。子どもたちが「楽しく学べる」機会を創出し、地域社会における教育・福祉・防災・環境意識の向上に寄与することを目的とします。

この法人の活動により、子どもたちが主体的に社会課題を理解し、地域全体で防災・福祉・環境意識を高めることが期待されます。また、広島市における子育て支援や教育の質向上にも貢献します。

2 申請に至るまでの経過

- ・ 2003 年から始めた音楽活動
- ・ イベント主催、伝統芸能を残していくための活動、日本初のラップスクール開校、YouTube 開設（半年で登録者 2 万人）
- ・ 2018 年急性白血病になり半年間の入院、アニメつーちゃんとボビーくんを始める。
- ・ YouTube で累計 1 億回以上再生される教育コンテンツに成長
- ・ アニメのキャラクターを着ぐるみにし、参加型エンターテインメントに
- ・ 広島市内の保育園での無料コンサート
- ・ 1 年で 30 公演以上（保育園、幼稚園、児童養護施設、老人ホーム、児童館、お祭り）
- ・ 消防署の協力を得て制作した防災啓発動画（区役所デジタルサイネージで放映）
- ・ 「食品ロス啓発ラップバトル」
- ・ 児童養護施設から依頼を受けた「里親制度啓発動画」
- ・ 設立総会を令和 8 年 1 月 5 日に開催した。

令和 8 年 1 月 5 日

特定非営利活動法人つーちゃんとボビーくん

設 立 代 表 者 （氏名）梅田 哲（ウメダ テツ）

役 員 名 簿

令和 8年 1月 5日現在

特定非営利活動法人つーちゃんとボビーくん

区分	役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理事	理事長	(ウメダテツ) 梅田哲		無
理事	副理事長	(ツムラマイコ) 津村麻衣子		無
理事	理事	(ナカムラマサノ リ) 中村方則		無
監事	監事	(ヤマミタカシ) 山見孝司		無

設立当初の事業年度の事業計画書

法人設立の日から 令和9年 3月 31日まで

法人名 特定非営利活動法人つーちゃんとボビーくん

1 事業実施の方針

本法人は、子どもの健全育成と地域コミュニティの活性化を目的として、音楽・キャラクター表現・動画制作を活用した教育的エンターテインメント事業を行う。

保育園・学校・行政機関と連携し、子どもの安全、防災、食品ロスなど社会的課題の啓発につながる活動を展開する。

事業実施にあたっては、地域のニーズに応じたコンサート・ワークショップ・動画制作を軸とし、楽しさと学びを両立させたプログラムを提供する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
保育園・幼稚園・小学校等での音楽コンサート、着ぐるみ公演の開催	市内の保育園・幼稚園・小学校等を巡回し、キャラクターショー・音楽ライブ・防災・交通安全などの啓発要素を含むコンサートを実施する。子どもの興味を引きながら社会的テーマを楽しく学べる構成とする。	(A)2026年4月～2027年3月の間で随時(年間20回程度) (B)広島市内の保育園・幼稚園・小学校等 (C)2～4名(出演者・スタッフ)	(D)乳幼児・保護者・小学生・保育士 (E)延べ1,000名程度	1,500
防災、環境、食品ロス、里親支援など社会課題を扱う教育動画の制作・配信	防災、食品ロス、里親制度などの社会課題をテーマに、子ども向けのアニメーション・歌・キャラクターを用いた動画を制作し、YouTube・各種施設で公開する。	(A)2026年5月～12月 (B)広島市内およびオンライン (C)1～3名(制作・編集・音楽)	(D)子ども・保護者・教育機関・行政 (E)不特定多数(推定10,000再生規模)	1,500

キャラクターを用いた地域イベント・行政事業への協力	献血などの呼びかけの動画を作成、イベントの出演	(A) 2026 年 4 月～2027 年 3 月の間で随時 (B) 広島市内およびオンライン (C) 1～3 名	(D) 子ども・保護者・教育機関・行政 (E) 不特定多数	650
子どもの教育に資する教材やコンテンツの開発	災害防止、環境保全、交通ルールなどの動画を作成、イベントの出演	(A) 2026 年 4 月～2027 年 3 月の間で随時 (B) 広島市内およびオンライン (C) 1～3 名	(D) 子ども・保護者・教育機関・行政 (E) 不特定多数	650
コンサート等イベントの開催	市内ホールを使用し、音楽ライブとキャラクターショーを融合した教育エンターテインメント公演を実施。食品ロス・防災・SDGs 等のテーマも盛り込む。	(A) 2026 年 11 月頃 (B) 広島市内のホール (C) 5～10 名	(D) 子ども・保護者・地域住民 (E) 300～500 名	1,200

計.....5,500 千円

(その他の事業)

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
キャラクター グッズの販売	オリジナルキャラクターのグ ッズをお祭りやイベントで の販売、オンライン上での販 売。	(A) 2026 年 4 月～2027 年 3 月の 間で随時 (B) 広島市内およびオンライン (C) 3～5 名	250
各種制作（音 楽・動画・ キャラデザ イン）の受 託	企業や行政からの依頼により、 音楽・動画・キャラデザイ ンの制作を請け負う。	(A) 2026 年 4 月～2027 年 3 月の 間で随時 (B) 広島市内およびオンライン (C) 1～3 名	250

計.....500千円

令和9年度の事業計画書

令和9年 4月 1日から 令和10年 3月 31日まで

法人名 特定非営利活動法人つーちゃんとボビーくん

1 事業実施の方針

本法人は、子どもの健全育成と地域コミュニティの活性化を目的として、音楽・キャラクター表現・動画制作を活用した教育的エンターテインメント事業を行う。

令和8年に作る実績とコネクションを活かしさらなる飛躍を目指す。保育園・学校への訪問（令和8年の20回から30回へ。）行政機関と連携し、子どもの安全、防災、食品ロスなど社会的課題の啓発につながる動画を制作する。（年2～3本）

事業実施にあたっては、地域のニーズに応じたコンサート・ワークショップ・動画制作を軸とし、楽しさと学びを両立させたプログラムを提供する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
保育園・幼稚園・小学校等での音楽コンサート、着ぐるみ公演の開催	市内の保育園・幼稚園・小学校等を巡回し、キャラクターショー・音楽ライブ・防災・交通安全などの啓発要素を含むコンサートを実施する。子どもの興味を引きながら社会的テーマを楽しく学べる構成とする。	(A)2027年4月～2028年3月の間で随時（年間30回程度） (B)広島市内の保育園・幼稚園・小学校等 (C)2～4名（出演者・スタッフ）	(D)乳幼児・保護者・小学生・保育士 (E)延べ2,000名程度	2,000
防災、環境、食品ロス、里親支援など社会課題を扱う教育動画の制作・配信	防災、食品ロス、里親制度などの社会課題をテーマに、子ども向けのアニメーション・歌・キャラクターを用いた動画を制作し、YouTube・各種施設で公開する。	(A)2027年5月～12月 (B)広島市内およびオンライン (C)1～3名（制作・編集・音楽）	(D)子ども・保護者・教育機関・行政 (E)不特定多数（推定20,000再生規模）	2,000

キャラクターを用いた地域イベント・行政事業への協力	献血などの呼びかけの動画を作成、イベントの出演	(A) 2027 年 4 月～2028 年 3 月の間で随時 (B) 広島市内およびオンライン (C) 1～3 名	(D) 子ども・保護者・教育機関・行政 (E) 不特定多数	600
子どもの教育に資する教材やコンテンツの開発	災害防止、環境保全、交通ルールなどの動画を作成、イベントの出演	(A) 2027 年 4 月～2028 年 3 月の間で随時 (B) 広島市内およびオンライン (C) 1～3 名	(D) 子ども・保護者・教育機関・行政 (E) 不特定多数	600
コンサート等イベントの開催	市内ホールを使用し、音楽ライブとキャラクターショーを融合した教育エンターテインメント公演を実施。食品ロス・防災・SDGs 等のテーマも盛り込む。	(A) 2027 年 11 月頃 (B) 広島市内のホール (C) 5～10 名	(D) 子ども・保護者・地域住民 (E) 500～800 名	2,000

計.....7,200 千円

(その他の事業)

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
キャラクター グッズの販売	オリジナルキャラクターのグ ッズをお祭りやイベントで の販売、オンライン上での販 売。	(A) 2027 年 4 月～2028 年 3 月の 間で随時 (B) 広島市内およびオンライン (C) 3～5 名	400
各種制作（音 楽・動画・ キャラデザ イン）の受 託	企業や行政からの依頼により、 音楽・動画・キャラデザイ ンの制作を請け負う。	(A) 2027 年 4 月～2028 年 3 月の 間で随時 (B) 広島市内およびオンライン (C) 1～3 名	400

計.....800 千円

設立当初の事業年度 活動予算書

法人設立の日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人つーちゃんとボビーくん

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		100,000
賛助会員受取会費	100,000		100,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	50,000		50,000
ボランティア受入評価益	50,000		50,000
3. 受取助成金等			
受取助成金	5,000,000		5,000,000
受取補助金	500,000		500,000
4. 事業収益			
グッズ販売事業収益		300,000	300,000
各種制作事業収益		300,000	300,000
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	600,000		600,000
経常収益計	6,400,000	600,000	7,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		0
給料手当	0		0
ボランティア評価費用	0		0
法定福利費	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
業務委託費	3,000,000	500,000	3,500,000
印刷製本費	500,000		500,000
通信運搬費	1,000,000		1,000,000
消耗品費	1,000,000		1,000,000
水道光熱費	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	5,500,000	500,000	6,000,000
事業費計	5,500,000	500,000	6,000,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	5,500,000	500,000	6,000,000

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
当期経常増減額	900,000	100,000	1,000,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
2. 過年度損益修正益			0
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1. 固定資産売却損			0
2. 過年度損益修正損			0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	100,000	△100,000	0
当期正味財産増減額	1,000,000	0	1,000,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			1,000,000

(注) 定款に「その他の事業」を規定している場合は、本書式例を参考に作成してください。
各科目は標準的なものを掲げています。適宜、必要な科目を追加、削除してください。

令和9年度 活動予算書

令和9年 4月 1日から 令和10年 3月 31日まで

特定非営利活動法人つーちゃんとボビーくん

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	200,000		200,000
賛助会員受取会費	200,000		200,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000		100,000
ボランティア受入評価益	100,000		100,000
3. 受取助成金等			
受取助成金	7,000,000		7,000,000
受取補助金	1,000,000		1,000,000
4. 事業収益			
グッズ販売事業収益		500,000	500,000
各種制作事業収益		500,000	500,000
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	1,000,000		1,000,000
経常収益計	9,600,000	1,000,000	10,600,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		0
ボランティア評価費用	0		0
法定福利費	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
業務委託費	4,200,000	800,000	5,000,000
印刷製本費	500,000		500,000
通信運搬費	1,500,000		1,500,000
消耗品費	1,000,000		1,000,000
水道光熱費	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	7,200,000	800,000	8,000,000
事業費計	7,200,000	800,000	8,000,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	7,200,000	800,000	8,000,000

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
当期経常増減額	2,400,000	200,000	2,600,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
2. 過年度損益修正益			0
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1. 固定資産売却損			0
2. 過年度損益修正損			0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	200,000	△200,000	0
当期正味財産増減額	2,600,000	0	2,600,000
設立時(前期繰越)正味財産額			1,000,000
次期繰越正味財産額			3,600,000

(注) 定款に「その他の事業」を規定している場合は、本書式例を参考に作成してください。
各科目は標準的なものを掲げています。適宜、必要な科目を追加、削除してください。